

# 新年のごあいさつ



伊賀市長

内保 博仁

新年明けましておめでとう  
ございます。

市民の皆様には、希望に満  
ちた新春を健やかに迎えるの  
こととお慶び申し上げます。

昨年中は、市政各般にわた  
りひとかたならぬご支援、ご  
協力を賜りましたことに対し  
まして、心から厚くお礼申し  
上げます。

さて、伊賀市が誕生して5  
年が経ちましたが、この間「ひ  
とが輝く 地域が輝く」住み  
良さが実感できる自立と共生  
のまち」をめざして、市民  
の皆様と市が協働してまちづ  
くりに取り組んでまいりまし  
た。総合計画をはじめ、数多  
くの計画をつくりあげ、まち  
づくりのめざす方向をグラン  
ドデザイン「伊賀市の未来」  
としてお示しし、ご説明を申  
し上げたところであります。  
このランドデザインの実現

のため、中心市街地の活性化  
とともに、周辺部の集落の里  
づくりへの取り組みに対しま  
す支援を行い、上野市駅前地  
区市街地再開発事業、市庁舎  
及び新芭蕉翁記念館の整備  
事業などの大型事業について  
も、合併特例債の活用事業と  
して推進して行きます。

また、伊賀地域における安  
心安全の医療体制でございま  
すが、「伊賀地域医療体制整  
備計画検討委員会」において、  
伊賀市・名張市の両市立病院  
におけます経営統合のあり方  
を含め、今ある医療資源の連  
携、有効活用による持続可能  
な地域医療体制について協議  
を進めてまいります。

本年も、経済雇用情勢の回  
復が見込まれず、伊賀市にと  
りましても厳しい年になるこ  
とが予想されますが、郷土伊  
賀市が、真に豊かな地域社会  
として自立した伊賀市の実現  
に向かって取り組んでまいり  
ますので、今後とも格別のご  
理解、ご協力を賜りますよう  
お願い申し上げます。とも  
に、皆様のご健勝とご多幸を  
祈念して、年頭のごあいさつ  
といたします。

## 市営住宅の入居者を募集します

【募集期間】 2月1日(月)～5日(金)  
午前9時～午後5時

※郵送による応募の場合は、2  
月5日(金)必着とします

【募集戸数】 ※印は、単身入居不可  
上野支所

木根団地 3戸※

荒木団地 2戸内1戸※

緑ヶ丘東町団地 2戸※

緑ヶ丘南町団地 1戸※

### 青山支所

宝楽山第3団地 1戸

下川原団地 2戸

※(子育て支援世帯)

### 島ヶ原支所

島ヶ原団地 1戸※

【入居資格】 ①市内に住所または  
勤務先があり、市税を滞納してい  
ないこと。また、以前に市営住宅に  
入居していた方で、現に未納の家賃、  
駐車場使用料、共益費などを滞納  
していないこと ②伊賀市に外国人登  
録をし、市内に継続して2年以上  
居住している方 ③現在、住宅に困  
窮していることが明らかであること

④同居しようとする親族(婚約者  
を含む)があること ⑤公営住宅法  
に定める所得基準に適合しているこ  
と ⑥独立の生計を営み、入居者と  
同等以上の収入があり、市に係る  
滞納の無い保証人が2人あること。  
なお、保証人のうち1人は、市内  
に住所または勤務場所があること

⑦暴力団員でないこと

※例外的に単身で入居申し込み  
ができる方は次のとおりです  
▼昭和31年3月31日以前に生ま  
れた方

▼1～4級の身体障害者手帳を  
お持ちの方

▼生活保護を受けている方

▼戦傷病者・原爆被爆者・海外  
からの引揚者

▼ハンセン病療養所入居者など

【優先入居】 優先入居抽選を希望  
される方は、証明書などを添付して  
ください。 ①母子世帯 ②老人世帯

③心身障害者世帯 ④生活保護世帯

【子育て支援世帯】 子育て支援  
世帯とは、現に子と同居し、かつ  
養育を行っている世帯をいいます。

(この場合の子は、0歳から義務  
教育終了までの子をいいます。)

### 【公開抽選会】

3月1日(月)午前9時30分～

中央公民館 2階ホール

※抽選開始時間にお越しいただけ  
ない場合は、棄権とみなします

【申込方法】 申込用紙に必要事  
項を記入押印の上、本庁建築住  
宅課または各支所産業建設課へ  
ご提出ください。

### 【申込先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市建設部建築住宅課

☎22・9830 FAX22・9835

☐kenchiku@city.igal.jp

# あけまして おめでとうございます



伊賀市議会議長

坂井 悟

新年、明けましておめでとうございます。

市民の皆様には、輝かしい平成22年の新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、近年、地方分権の進展に伴い、自治体の自己決定、自己責任が求められている中で、市民生活に直結した市議会の果たす役割と責任は、ますます増大しています。

市民の皆様から直接選挙で選ばれ、二元代表制の一翼を担う議会として、市政へのチェック機能を強化するとともに、政策立案能力を向上させ、市民ニーズを的確にとらえ、市政に反映していかなければなりません。

こうした状況の中、伊賀市議会では平成19年に「伊賀市議会基本条例」を制定し、「市民に開かれた議会」を目指し

て議会改革を推進しているところでは、

昨年12月議会からは、その一環として、聴覚に障がいのある方に議会を傍聴していただくため、一般質問で対面式による手話通訳を実施するとともに議場での会議すべてにおいて磁気誘導ループを設置いたしました。

今後とも市民の皆様への負託に応えるべく、議員一丸となつて積極的な議員活動を展開し、議会機能の充実強化を図るとともに、今まで以上に議会の活性化に努めてまいりたいと考えています。

また、市民の皆様のご代表として、市との十分な意思疎通を図り、さらなる市政の進展に努めるとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、今後とも皆様方には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年も市民の皆様方にとって素晴らしい年になりますよう、益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

※市長や議長など公職にある者は、公職選挙法により年賀状などのあいさつ状を出すことが禁止されていますので、本紙上をもって年賀のごあいさつに代えさせていただきます。

## 国民年金 のはなし



### 20歳のあなたへ

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、厚生年金や共済組合に加入の方を除き、国民年金への加入が義務づけられています。

20歳を迎えたばかりの皆さんは、年金なんてまだまだ先の話と思われるかも知れませんが、公的年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、老後の生活にとってなくてはならないものです。

20歳になる前に、日本年金機構津年金事務所（旧津社会保険事務所）から送られてくる資格取得届により必ず加入の手続きを行ってください。未加入の場合は、一定の期間を過ぎると強制加入の措置がとられますが、国民年金保険

料が未納のままですとその間に発生した障がいによる年金が受けられなくなることもあります。また将来、受け取る年金の額が少なくなる場合があります。

なお、学生で市外に住民票（外国人登録原票記載事項証明書）を移している方は、住所地で加入手続きを行ってください。

保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例制度（学生で本人の前年所得が118万円以下）、若年者納付猶予制度（30歳未満で、失業や前年所得が少ない方）などがあります。

また、20歳までに病気やけがなどがもとで、日常生活に著しく支障がある障がい者の方は、20歳になると「障害基礎年金」を受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

本庁保険年金課

☎ 22・9659

FAX 26・0151

各支所住民課

津年金事務所

☎ 059・228・9120